

令和 8 年 1 月 2 0 日
電力・ガス取引監視等委員会

容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)に係る事後監視の結果及び「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、2025年10月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)」に応札している特定の事業者について、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていなかったかという観点から、事後監視を行いました。

今般、委員会は、事後監視の結果を取りまとめるとともに、「容量市場における入札ガイドライン」の改定について経済産業大臣に建議したので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者¹が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量²を下回る容量で応札すること(売り惜しみ)や、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格つり上げ)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあります。
- ・ そのため、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為を防止するため、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしています。
- ・ 今般、「容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)」について、以下の2. 及び3. のとおり、事後監視を行いました。

¹ 前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者¹に該当する。原則として、500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

² 設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

2. 売り惜しみの事後監視

- ・ 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源について、売り惜しみに当たらない以下の正当な理由に該当するかどうかを確認するため、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認しました。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由(補修工事等)や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメント³を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

- ・ その結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる事案は確認されませんでした。

3. 価格つり上げの事後監視

- ・ 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方にに基づき、価格が算定されているかどうかを確認するとともに、監視対象事業者に対して応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求めました。

- ① 約定価格⁴を決定した電源と、その上下2電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとして判断した場合に限る。

- ・ その結果、2つの問題となる事案(ア)、(イ)が確認されました。また、事前監視に

³ 維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと等。

⁴ 約定結果については後日、広域機関から公表される予定。

において確認された問題となる事案(ウ)についてもお知らせします。

(ア)北海道電力株式会社の事案

北海道電力株式会社(以下「北海道電力」といいます。)が応札した複数の電源について、委員会が昨年9月に実施した事前監視で確認した価格を超える価格で応札していることを確認しました。

(イ)株式会社 JERA の事案

株式会社 JERA(以下「JERA」といいます。)が応札した2つの電源について、委員会が昨年9月に実施した事前監視を受けずに基準価格⁵以上の金額で応札していることを確認しました。該当の2つの電源については、結果的に、同社が適切に算定した価格で応札していたことを確認しました。

(ウ)東北電力株式会社の事案

委員会が昨年9月に実施した価格つり上げの事前監視において、東北電力株式会社(以下「東北電力」といいます。)による応札価格の算定方法に誤りが確認されたことから、同社に対して当該誤りを是正した価格で応札するよう求めていたところ、今般実施した事後監視で、同社が適切に算定した価格で応札していることを確認しました。その上で、同社の過去のオークションにおける応札価格も確認したところ、容量市場2021年度メインオークション(対象実需給年度:2025年度)以降、当該誤りと同様の算定方法の誤りにより、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を上回る価格で応札していたことを確認しました。

- ・ 北海道電力、JERA 及び東北電力による行為は、いずれも意図的であったとは認められませんが、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるものです。このため、委員会は、北海道電力、JERA 及び東北電力に対して、再発防止策の策定や、当該再発防止策の確実な実施などの措置を講じるよう指導しました。
- ・ また、委員会は、資源エネルギー庁及び広域機関に当該事実を共有しており、広域機関から、「容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)において、北海道電力が事前監視で確認した価格を超える価格で応札した一部の電源について、応札価格を是正した上で、約定処理を実施する」旨の情報提供がありました。

4. ガイドライン改定の建議について

- ・ ガイドラインでは、「当該(事前)監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を取り消すこととする」とされていますが、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれが生じることもあるため、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、電気事業

⁵ 前年度のメインオークションにおける指標価格(9,875 円/kW)

法第66条の14第1項の規定に基づき、添付資料のとおり、ガイドラインの改正について経済産業大臣に建議しました。

(添付資料)

「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

<https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20260120001a.pdf>

※建議に関する委員会資料はこちら

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/596_03_00.pdf

(以上)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 栗谷

担当者: 宇野、山脇、齋藤、寺島、秀嶋、中田

電話: 03-3501-1552(直通)